

令和8年4月16日

企業会員各位
団体会員各位

一般社団法人 日本空調衛生工事業協会
会長 藤澤 一郎

日空衛における建設キャリアアップシステム (CCUS) 推進方策 (令和8年度) について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は日空衛の事業に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

CCUSについては、土台となる技能者・事業者の登録が進展したことから、国土交通省では、令和6年7月に「CCUS利用拡大に向けた3か年計画」を公表し、改正建設業法に基づく取組と一体となって、この土台を活用した処遇改善や業務効率化のメリット拡大を図ることとしています。

日空衛としても、CCUSのさらなる利用拡大に向け、建設キャリアアップシステム運営協議会で決定された今年度の事業計画及び取組目標を踏まえ、別添のとおり『日空衛における建設キャリアアップシステム(CCUS)推進方策(令和8年度)』を4月15日の理事会で決定いたしました。

企業会員におかれましては、それぞれの実情に応じた目標を設定の上、日空衛としての目標達成に向け、最大限のご努力をお願いいたします。

団体会員におかれましては、これまで通り各団体の実情に応じて目標を設定の上、CCUSの普及拡大に取り組まれるようお願いいたします。

なお、会員に対する補助事業は昨年度の内容を継続して実施するので、日空衛のホームページを参考に申し込まれたい。

[日空衛版建設キャリアアップシステム登録等促進事業 | 日本空調衛生工事業協会](http://nikkuei.or.jp)
(nikkuei.or.jp)

(以上)

<問い合わせ先>

参事 片根 katane@nikkuei.com

日空衛におけるCCUS推進方策(令和8年度)について

令和8年4月15日

1 日空衛としての目標設定

今年度についても、引き続き企業会員の年間の就業履歴登録数並びに新規現場登録数について、目標設定を行う。【別紙 1】

企業会員の毎月の実績については、理事会等で報告する。

2 現場登録の促進

企業会員は、自身が元請けとなる建設現場をCCUSに現場登録してカードリーダー(スマホによる顔認証など就業履歴の蓄積可能な装置を含む。)を設置することを目指す。

特に、令和9年4月からの育成就労制度への移行を見据え、外国人技能者の育成及び適正就労の確保の観点から、外国人技能者が就労する全ての現場において、確実に就労履歴の蓄積ができるよう取り組む。

また、企業会員、特にこれまで就業履歴の蓄積のない企業会員に対し、(一財)建設業振興基金の協力を得て、現場登録手続き等についての説明会の活用を図る。

3 CCUSの能力評価を企業独自の手当等に反映する取り組みの検討、実施

協力会社や下請会社におけるCCUSの活用を促進するため、CCUSの能力評価を企業独自の手当等に反映する取り組みの検討、実施を目指す。

4 補助事業の継続

会員企業・団体に対する補助事業については、令和7年度の内容を継続する。

【別紙 2】

団体会員の補助事業の実施に当たっては、(一財)建設業振興基金の協力を得て、団体会員の構成企業に対する説明会の活用を図る。

5 事業者登録の確実な更新の支援

企業会員だけでなく、協力会社、下請会社を含めた確実な事業者登録の更新を促進する。

6 就業履歴の蓄積のない企業会員に対する取り組み

令和7年度中に就業履歴の蓄積のない企業会員に対し、事務局において、意向調査を実施し、CCUSの普及促進を図る。

また、現場登録手続き等についての(一財)建設業振興基金による説明会の活用を図る(前掲)。

7 協力会社関係団体等に対する取り組み

協力会社関係団体における厚生労働省の助成金の活用を支援する。

また、企業会員は、協力会等を通じて、厚労省の助成制度「建設キャリアアップシステム等活用促進コース」の活用を図るとともに、中小企業に該当する企業会員で技能者を直接雇用している場合は、自らも同コースの活用を図る。

8 能力評価制度の普及促進

(一財)建設業振興基金による能力評価手数料の全額支援について、協力会社関係団体を通じて周知を図る。併せて、令和6年4月以降の経歴については、CCUSに登録された就業履歴のみが対象となることについて周知する。

令和8年度の日空衛の建設キャリアアップシステムの目標設定について

■ 令和8年度の日空衛の目標

- 年間の就業履歴登録数 120万件(令和7年度の1割増)
- 原則として、全ての元請現場については現場登録を行う。特に、外国人技能者が就労する現場については登録を必須とする。
- 新規現場登録数 2,200箇所(令和7年度実績の1割増)

※ 団体会員は、昨年度までのそれぞれの実績を踏まえ、各団体の実情に応じて目標を設定する。

＜令和7年度の目標及び実績＞

- 年間の就業履歴登録数 110万件(目標)
⇒ 854,069件(実績)＜達成率 約78%＞
- 原則として、契約金額4,500万円以上の元請現場については、現場登録を行う。
- 新規現場登録数 2,000箇所(目標)
⇒ 2,018箇所(実績)＜達成率 約101%＞

＜参考：第13回 CCUS 総会資料より＞



1. 2026年度の取組目標案

1. 取組目標案

- 「CCUSの中期的な事業運営のための指針(2025年3月19日 第12回建設キャリアアップシステム運営協議会総会において議決。以下、「中期事業運営指針」)」における2026年度の数値(技能者新規登録18万人、事業者新規登録1.2万社(一人親方除き)、事業者更新3.3万社(一人親方除き)、就業履歴数120百万件)を基本とする。
- 本格運用開始から7年を経過し、CCUSの普及が相当進展してきたところであるが、8年目となる2026年度は、引き続き事業者・技能者登録促進を図りつつ、就業履歴蓄積数の一層の増加をはじめとするCCUSの利活用促進に、協議会構成団体が一丸となって取り組み、目標の実現に向け最大限努力するものとする。

【参考】2025年度の取組目標と実績見込み

	取組目標	実績見込み
・技能者登録	20万人	19万人(累計182万人)
・事業者登録 (一人親方除き)	1.5万社	1.6万社(累計20.2万社)
・事業者更新 (一人親方除き)	3.2万社	3.2万社
・就業履歴数	11,200万件	6,600万件 (収支計画7,800万件)

令和8年度日空衛版建設キャリアアップシステム登録等促進事業

＜厚生労働省の人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース（普及促進事業））＞の令和8年度継続内容を活用した事業者登録料等の補助事業の実施について

（注） 厚生労働省の『建設キャリアアップシステム（CCUS）等活用促進コース』に於ける登録手数料に係る助成は、『普及促進事業』として令和8年度まで継続実施となるため、日空衛版補助事業についても令和8年度まで延長致します。

I 企業会員に対する補助事業

1. 建設キャリアアップの事業者登録、技能者登録、並びに能力評価（レベル判定）のために掛る対象経費について企業規模による区別を設けずに日空衛企業会員に対して補助を行う。

《対象経費》

1) 事業者登録料

新規登録事業者に対して行う。

2) 技能者登録料

新規登録技能者に対して行う。

3) 能力評価（レベル判定）手数料

能力評価（レベル判定）を行った者に対して行う。

4) 補助率は2分の1とし、一社当たりの補助限度額は50万円とする。

5) 事業期間は、今年度通年行う。（令和8年4月～令和9年3月）

※ 令和4年度以降に厚労省の助成事業の助成対象となった事業者は、同一の経費については、今年度は厚労省の助成事業の対象とならないが、日空衛の自己財源で補助を行う。
（一財）建設業振興基金による能力評価手数料の支援を受けた場合は対象外とする。

《補助事業の具体的な流れ》

- ①日空衛から企業会員に補助対象者の募集を行う。
- ②企業会員から日空衛に補助の申込をする。
- ③補助対象企業会員の対象経費の確認を日空衛で行い、採択内容を各企業会員に通知する。
- ④各企業会員で対象経費の支払いを行い証拠書類等を管理・保管する。
- ⑤日空衛に補助金の必要書類（負担した対象経費の支払いの証拠書類等（領収証など）また、能力評価（レベル判定）を行った場合は、結果通知書）を添付し支給申請を行う。
- ⑥日空衛にて審査の上、補助金額、振込期日等を通知する。
- ⑦日空衛から補助金の払い出しを行う。
- ⑧各企業会員において振込の確認後、受領書を日空衛に提出して完了。

II 団体会員に対する補助事業

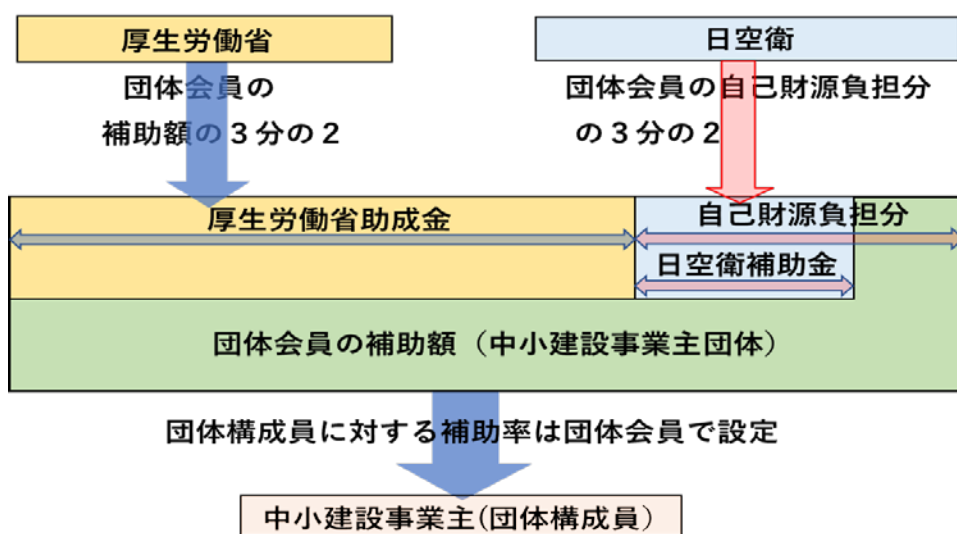
1. 団体会員が厚生労働省の建設キャリアアップシステム等活用促進コース（普及促進事業）の継続内容に対し助成を受けて実施した事業について、団体会員の自己負担分の一部を補助する。

1) 補助対象経費、及び補助率

- ①厚生労働省助成事業の自己財源負担分に対して行う。
- ②補助率は、自己財源負担分の3分の2とし上限額は設けない。

2) 申込、支給申請手続きの流れ

- ①労働局に提出した「計画届」の写しを添えて日空衛事務局に補助事業申込を申請する。
- ②団体会員の事業完了後、労働局提出の「支給申請書」の写し、決定通知書等を添えて日空衛事務局に支給申請する。
- ③日空衛にて補助金額を決定し、団体会員に支払う。団体会員は入金を確認し、受領証を提出する。



2. 団体会員が厚生労働省の建設キャリアアップシステム等活用促進コース（普及促進事業）の助成を受けて実施予定の事業において、厚労省の補助金相当額、及び日空衛の補助金相当額の合計を概算立替として行う。

1) 立替率

労働局に提出した「計画届」の提出金額の8/9の範囲内（厚生労働省助成金＋日空衛補助金相当） ※立替金の金利負担などは予定してありません。

2) 申請手続きの流れ

- ①実施予定の事業において労働局に提出した「計画届」の写し（受理印のあるもの）を添付し、補助事業申込書、及び概算立替申込書を記入し日空衛に申請する。
- ②日空衛が概算立替決定通知書を発行し団体会員に概算立替金額を通知する。
- ③概算立替決定通知書に基づいて、日空衛から立替金の払い出しが行われる。
- ④振込等による入金を確認し、概算立替金受領書を日空衛に提出する。
- ⑤事業完了後、労働局に提出した支給申請書、及び労働局通知の支給決定通知書を添えて、日空衛に支給申請を行う。
- ⑥日空衛の補助金額を決定し、立替金と補助金との精算を行い精算金の通知をする。
- ⑦日空衛が精算金通知書を発行し精算金の請求または入金を通知し精算を行う。
- ⑧振込等の精算確認後、各団体会員からは日空衛補助金の受領書を日空衛に提出し、日空衛からは概算立替返納金受領書を発行して、双方で確認を行い完了。